

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)(11)特許番号
特許第7159136号
(P7159136)

(45)発行日 令和4年10月24日(2022.10.24)

(24)登録日 令和4年10月14日(2022.10.14)

(51)国際特許分類

G 0 6 F	11/34 (2006.01)	F I	G 0 6 F	11/34	1 7 6
G 0 6 F	11/30 (2006.01)		G 0 6 F	11/30	1 4 0 A
G 0 6 F	21/33 (2013.01)		G 0 6 F	11/30	1 4 0 G
G 0 6 F	21/10 (2013.01)		G 0 6 F	21/33	
			G 0 6 F	21/10	

請求項の数 12 (全28頁)

(21)出願番号 特願2019-173122(P2019-173122)
 (22)出願日 令和1年9月24日(2019.9.24)
 (65)公開番号 特開2021-51461(P2021-51461A)
 (43)公開日 令和3年4月1日(2021.4.1)
 審査請求日 令和3年11月11日(2021.11.11)

(73)特許権者 000005108
 株式会社日立製作所
 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
 (74)代理人 110002365
 特許業務法人サンネクスト国際特許事務所
 (72)発明者 市川 雄二郎
 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
 株式会社日立製作所内
 (72)発明者 柿田 将幸
 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
 株式会社日立製作所内
 審査官 多賀 実

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 システム実行支援方法および装置

(57)【特許請求の範囲】**【請求項1】**

(A) 一または複数の開発者により開発された複数のサービスモジュールのうちの一つ以上のサービスモジュールにより構成されたサービスシステムにおける対象のサービスモジュールについて、認証および認可の少なくとも一つのためのデータである認証認可データを持つ要求を受け、

前記複数のサービスモジュールの各々は、当該サービスモジュールについての要求を実行した場合に当該要求の実行における使用量を含む実行内容と当該要求のメタ情報とを含んだログである実行ログを第1のログ情報に書き込むようになっており、

(B) 前記受けた要求に対し当該要求の通過IDを付与し、

(C) 当該要求のメタ情報に当該要求の認証認可データに代えて当該付与した通過IDを設定し、

(D) 当該通過IDを含んだメタ情報を持つ要求を、前記対象のサービスモジュールに転送し、

(E) 当該通過IDと前記認証認可データとを含んだログである通過ログを第2のログ情報に書き込む、

システム実行支援方法。

【請求項2】

前記サービスシステムについて、第1のゲートウェイにより、クライアントから、当該クライアントの認証認可データを持つ要求を受け、

前記第1のゲートウェイにより、当該要求に対し通過IDを付与し、
前記第1のゲートウェイにより、当該要求のメタ情報に当該要求の認証認可データに代
えて当該付与した通過IDを設定し、

前記第1のゲートウェイにより、当該通過IDを含んだメタ情報を持つ要求を転送し、
前記第1のゲートウェイにより、当該要求IDと当該要求が持つ認証認可データとを含
んだ通過ログを前記第2のログ情報に書き込み、

前記第1のゲートウェイにより転送された要求を、(A)において、前記一つ以上のサ
ービスマジュールについてそれぞれ用意された一つ以上の第2のゲートウェイのうちの前
記対象のサービスモジュールの第2のゲートウェイにより受け、

(B)～(E)は、前記対象のサービスモジュールの第2のゲートウェイにより実行さ
れる、

請求項1に記載のシステム実行支援方法。

【請求項3】

前記通過ログは、当該通過ログに対応し要求を転送したゲートウェイより付与された通
過IDと、当該要求から抽出された認証認可データと、当該要求の転送元のゲートウェイ
により付与された通過IDである親通過IDとを含む、

請求項2に記載のシステム実行支援方法。

【請求項4】

親通過IDの無い認証認可データについて、

当該認証認可データに対応した通過IDに関連付いている一つ以上の通過IDの集合
である通過ID集合を前記第2のログ情報から特定し、

当該通過ID集合を構成する通過ID毎に、当該通過IDを含んだメタ情報に対応す
る実行内容を特定し、

当該通過ID集合について特定された実行内容に従う使用量を表す情報である利用情
報を生成する、

請求項3に記載のシステム実行支援方法。

【請求項5】

親通過IDの無い認証認可データについて、さらに、

前記生成した利用情報を基に、当該利用情報が表す使用量に応じた課金額を決定し、

前記決定した課金額を出力する、

請求項4に記載のシステム実行支援方法。

【請求項6】

親通過IDの無い認証認可データについて、さらに、

当該認証認可データに対応した契約内容を特定し、

前記決定した課金額に前記特定した契約内容を関連付けて出力する、

請求項5に記載のシステム実行支援方法。

【請求項7】

前記サービスシステムを構成する一つ以上のサービスモジュールの各々を、複数種類の
計算資源に基づく実行基盤サービスにデプロイし、

前記サービスシステムについて前記第1のゲートウェイを前記実行基盤サービスにデプロ
イし、前記一つ以上のサービスモジュールについてそれぞれ前記一つ以上の第2のゲー
トウェイを前記実行基盤サービスにデプロイする、

請求項2に記載のシステム実行支援方法。

【請求項8】

要求を受けた場合、当該要求が持つ認証認可データを、前記サービスシステムの外部に
設けられ認証認可を行う機能である認証認可サービス群に送信することで、当該認証認可
サービス群に認証認可を実行させる、

請求項1に記載のシステム実行支援方法。

【請求項9】

前記要求のメタ情報は、当該要求のヘッダが持つヘッダ情報である、

10

20

30

40

50

請求項 1 に記載のシステム実行支援方法。

【請求項 1 0】

前記認証認可データは、アクセストークンである、
請求項 1 に記載のシステム実行支援方法。

【請求項 1 1】

(A) 一または複数の開発者により開発された複数のサービスモジュールのうちの一つ以上のサービスモジュールにより構成されたサービスシステムにおける対象のサービスモジュールについて、認証および認可の少なくとも一つのためのデータである認証認可データを持つ要求を受け、

前記複数のサービスモジュールの各々は、当該サービスモジュールについての要求を実行した場合に当該要求の実行における使用量を含む実行内容と当該要求のメタ情報とを含んだログである実行ログを第 1 のログ情報に書き込むようになっており、

(B) 前記受けた要求に対し当該要求の通過 ID を付与し、

(C) 当該要求のメタ情報に当該要求の認証認可データに代えて当該付与した通過 ID を設定し、

(D) 当該通過 ID を含んだメタ情報を持つ要求を、前記対象のサービスモジュールに転送し、

(E) 当該通過 ID と前記認証認可データとを含んだログである通過ログを第 2 のログ情報に書き込む、

ことをコンピュータに実行させるコンピュータプログラム。

【請求項 1 2】

複数種類の計算資源に基づく実行基盤サービスにデプロイされたサービスシステムに対して一つ以上のゲートウェイをデプロイするゲートウェイ制御部と、

第 1 のログ情報と第 2 のログ情報とを管理するログ管理部とを備え、

前記サービスシステムは、一または複数の開発者により開発された複数のサービスモジュールのうちの一つ以上のサービスモジュールにより構成され、

前記複数のサービスモジュールの各々は、当該サービスモジュールについての要求を実行した場合に当該要求の実行における使用量を含む実行内容と当該要求のメタ情報とを含んだログである実行ログを第 1 のログ情報に書き込むようになっており、

前記一つ以上のゲートウェイのうちのいずれかのゲートウェイが、

認証および認可の少なくとも一つのためのデータである認証認可データを持つ要求を受け、

前記受けた要求に対し当該要求の通過 ID を付与し、

当該要求のメタ情報に当該要求の認証認可データに代えて当該付与した通過 ID を設定し、

当該通過 ID を含んだメタ情報を持つ要求を、対象のサービスモジュールに転送し、

当該通過 ID と前記認証認可データとを含んだログである通過ログを第 2 のログ情報に書き込む、

システム実行支援装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0 0 0 1】

本発明は、概して、情報通信に関し、特に、一または複数の開発者により開発された複数のサービスモジュールのうちの一つ以上のサービスモジュールをマッシュアップさせたサービスシステムの実行支援に関する。

【背景技術】

【0 0 0 2】

近年、マーケットプレイスなどを通じて調達可能な機能部品といったサービスモジュール（例えば音声解析）を、バックエンドサービスとして活用したサービスシステム（例え

10

20

30

40

50

ば、文書解析と機械学習を連携および活用した自動応対サービス)の開発が浸透している。サービス提供者は、例えば音声解析のバックエンドサービスと機械学習のバックエンドサービスを調達し、それらを連携させるための制御ルールを準備し、自動応対サービスを開発する。サービスシステムのパッケージ化(例えば、テンプレート化)およびデプロイメント自動化を通じて迅速な展開(例えば、同一企業内の複数の部署への展開)を実現することができる望ましい。

【0003】

サービス提供者によっては、サービスシステムの価値(効果)に基づいたマネタイズを実現するために、機能部品毎の使用量(例えば、解析時間、機械学習のための入力データ量)に基づいた従量課金を行いたい者がいると考えられる。

10

【0004】

特許文献1に開示の方法は、複数のユーザがストレージサービスに対しアクセス要求を出す状況下で、ストレージの状態情報とアクセスの履歴情報を突き合わせて、実際にアクセスしたアカウントを特定し、当該アカウントの課金額などとして計上する方法である。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【文献】特開2016-9224号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

20

【0006】

しかし、マーケットプレイスなどを通じて提供される各サービスモジュール(機能部品)はマルチユーザを想定した機能(典型的には、認証認可(認証および認可の少なくとも一つ)、および、ユーザ情報を含むログ出力、の少なくとも一つ)を備えるとは限らない。その理由の一つとして、サービスモジュールの開発者は、通常、価値向上に繋がると利用者から評価される可能性の高い機能/非機能要件(例えば、多言語対応、応答時間短縮)に対して集中投資をし、マルチユーザを想定した機能(例えば、あるサービス提供者が定めたログ出力仕様への対応)に対する投資を回避する傾向にあると考えられる。

【0007】

30

このため、マルチユーザを想定した機能を備えていないサービスモジュールを含んだサービスシステムについて従量課金を行うことが困難であるという技術的課題が存在する。

【0008】

予めサービス要件(例えば、利用規模またはサービスレベル)が決まつていればそのサービス要件を満たすサービスシステムを構築して提供することが可能であると考えられる。しかし、予めサービス要件が確定しているとは限らない。この場合、サービスシステムを使用しながら課題や要件を定め、必要に応じてサービスシステムをスケールすることが好ましい。故に、この場合、いわゆるスマートスタートでサービスシステムを使用することが好ましく、そのためには、サービスシステムの従量課金の実現が望まれる。従量課金の実現は、ユーザ情報を含んだログ出力や認証認可といった機能(つまり、マルチユーザを想定した機能)を備えていないサービスモジュールを含んだサービスシステムをマルチユーザ仕様とすることの一例と考えることができる。

40

【課題を解決するための手段】

【0009】

サービスシステムにおける各サービスモジュールは、当該サービスモジュールについての要求を実行した場合に当該要求の実行における使用量を含む実行内容と当該要求のメタ情報とを含んだログである実行ログを第1のログ情報に書き込むようになっている。対象のサービスモジュールについて、ゲートウェイが、認証および認可の少なくとも一つのためのデータである認証認可データを持つ要求を受けた場合、当該要求に対し当該要求の通過IDを付与し、当該要求のメタ情報に当該要求の認証認可データに代えて当該付与した

50

通過IDを設定する。ゲートウェイが、当該通過IDを含んだメタ情報を持つ要求を、対象のサービスモジュールに転送し、当該通過IDと上記認証認可データとを含んだログである通過ログを第2のログ情報に書き込む。

【発明の効果】

【0010】

認証認可とユーザ情報を含んだログの出力といった機能を持たないサービスモジュールを含んだサービスシステムをマルチユーザ仕様にできる。

【図面の簡単な説明】

【0011】

【図1】実施形態1に係るシステム全体の構成と当該システム全体における関係の一部とを示す図である。

10

【図2】実施形態1に係るシステム全体の構成と当該システム全体における関係の一部とを示す図である。

【図3】システム実行基盤サービスおよびログ管理部の構成の例を示す図である。

【図4】コーディネーションサービスの構成の例を示す図である。

【図5】実行ログテーブルおよび通過ログテーブルの構成の例と、要求の転送とログの出力との関係の例とを示す図である。

【図6】ゲートウェイ制御部が持つテーブルの構成の例を示す図である。

【図7】ロググループ化部が持つテーブルの構成の例を示す図である。

【図8】認証認可ゲートウェイの動作の流れの例を示す図である。

20

【図9】ロググループ化部の動作の流れの例を示す図である。

【図10】ゲートウェイデプロイメント部の処理フローチャートの例を示す図である。

【図11】転送設定部および認証認可ゲートウェイの処理フローチャートの例を示す図である。

【図12】認可設定部および認証認可ゲートウェイの処理フローチャートの例を示す図である。

【図13】ヘッダ設定部の処理フローチャートの例を示す図である。

【図14】認証検知部の処理フローチャートの例を示す図である。

【図15】ユーザアクセストークン特定の処理フローチャートの例を示す図である。

【図16】ロググループ出力部の処理フローチャートの例を示す図である。

30

【図17】実施形態2におけるコーディネーションサービスの構成の例を示す図である。

【図18】実施形態2における課金用データ出力の処理フローチャートの例を示す図である。

【図19】実施形態3におけるコーディネーションサービスの構成の例を示す図である。

【図20】契約マッピングテーブルの構成の例を示す図である。

【図21】実施形態3における課金用データ出力の処理フローチャートの例を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0012】

以下の説明では、「インターフェース装置」は、一つ以上のインターフェースデバイスでよい。当該一つ以上のインターフェースデバイスは、下記のうちの少なくとも一つでよい。

40

・一つ以上のI/O (Input/Output)インターフェースデバイス。I/O (Input/Output)インターフェースデバイスは、I/Oデバイスと遠隔の表示用計算機とのうちの少なくとも一つに対するインターフェースデバイスである。表示用計算機に対するI/Oインターフェースデバイスは、通信インターフェースデバイスでよい。少なくとも一つのI/Oデバイスは、ユーザインターフェースデバイス、例えば、キーボードおよびポインティングデバイスのような入力デバイスと、表示デバイスのような出力デバイスとのうちのいずれでもよい。

・一つ以上の通信インターフェースデバイス。一つ以上の通信インターフェースデバイス

50

は、一つ以上の同種の通信インターフェースデバイス（例えば一つ以上のN I C（Network Interface Card））であってもよいし二つ以上の異種の通信インターフェースデバイス（例えばN I CとH B A（Host Bus Adapter））であってもよい。

【0013】

また、以下の説明では、「メモリ」は、一つ以上のメモリデバイスであり、典型的には主記憶デバイスでよい。メモリにおける少なくとも一つのメモリデバイスは、揮発性メモリデバイスであってもよいし不揮発性メモリデバイスであってもよい。

【0014】

また、以下の説明では、「永続記憶装置」は、一つ以上の永続記憶デバイスである。永続記憶デバイスは、典型的には、不揮発性の記憶デバイス（例えば補助記憶デバイス）であり、具体的には、例えば、H D D（Hard Disk Drive）またはS S D（Solid State Drive）である。

10

【0015】

また、以下の説明では、「記憶装置」は、メモリと永続記憶装置の少なくともメモリでよい。

【0016】

また、以下の説明では、「プロセッサ」は、一つ以上のプロセッサデバイスである。少なくとも一つのプロセッサデバイスは、典型的には、C P U（Central Processing Unit）のようなマイクロプロセッサデバイスであるが、G P U（Graphics Processing Unit）のような他種のプロセッサデバイスでもよい。少なくとも一つのプロセッサデバイスは、シングルコアでもよいしマルチコアでもよい。少なくとも一つのプロセッサデバイスは、プロセッサコアでもよい。少なくとも一つのプロセッサデバイスは、処理の一部または全部を行うハードウェア回路（例えばF P G A（Field-Programmable Gate Array）またはA S I C（Application Specific Integrated Circuit））といった広義のプロセッサデバイスでもよい。

20

【0017】

また、以下の説明では、「×××テーブル」といった表現にて、入力に対して出力が得られる情報を説明することがあるが、当該情報は、どのような構造のデータでもよいし、入力に対する出力を発生するニューラルネットワークのような学習モデルでもよい。従って、「×××テーブル」を「×××情報」と言うことができる。また、以下の説明において、各テーブルの構成は一例であり、一つのテーブルは、二つ以上のテーブルに分割されてもよいし、二つ以上のテーブルの全部または一部が一つのテーブルであってもよい。

30

【0018】

また、以下の説明では、「プログラム」を主語として処理を説明する場合があるが、プログラムは、プロセッサによって実行されることで、定められた処理を、適宜に記憶装置及び／又はインターフェース装置等を用いながら行うため、処理の主語が、プロセッサ（或いは、そのプロセッサを有するコントローラのようなデバイス）とされてもよい。プログラムは、プログラムソースから計算機のような装置にインストールされてもよい。プログラムソースは、例えば、プログラム配布サーバ又は計算機が読み取り可能な（例えば非一時的な）記録媒体であってもよい。また、以下の説明において、二つ以上のプログラムが一つのプログラムとして実現されてもよいし、一つのプログラムが二つ以上のプログラムとして実現されてもよい。

40

【0019】

また、以下の説明では、「k k k部」の表現にて機能を説明することがあるが、機能は、一つ以上のコンピュータプログラムがプロセッサによって実行されることで実現されてもよいし、一つ以上のハードウェア回路（例えばF P G AまたはA S I C）によって実現されてもよい。プログラムがプロセッサによって実行されることで機能が実現される場合、定められた処理が、適宜に記憶装置および／又はインターフェース装置等を用いながら行われるため、機能はプロセッサの少なくとも一部とされてもよい。機能を主語として説明された処理は、プロセッサあるいはそのプロセッサを有する装置が行う処理としても

50

よい。プログラムは、プログラムソースからインストールされてもよい。プログラムソースは、例えば、プログラム配布計算機または計算機が読み取り可能な記録媒体（例えば非一時的な記録媒体）であってもよい。各機能の説明は一例であり、複数の機能が一つの機能にまとめられたり、一つの機能が複数の機能に分割されたりしてもよい。

【0020】

また、以下の説明では、同種の要素を区別しないで説明する場合には、参照符号のうちの共通部分を使用し、同種の要素を区別する場合は、参照符号を使用することがある。例えば、認証認可ゲートウェイを区別しない場合には、「認証認可ゲートウェイ312」と言い、認証認可ゲートウェイを区別する場合には、「認証認可ゲートウェイ312A」、「認証認可ゲートウェイ312B」のように言うことがある。

10

【0021】

以下、本発明の実施の形態を添付図面に基づいて説明する。

【実施形態1】

【0022】

図1および図2は、本発明の実施形態1に係るシステム全体の構成と当該システム全体における関係とを示す。

【0023】

コーディネータ110と、システム実行基盤提供者（以下、提供者）120と、バックエンドサービス開発者（以下、開発者）130と、テナント100とが存在する。テナント100内にテナント管理者（以下、管理者）101およびシステム利用者（以下、利用者）102が存在する。

20

【0024】

テナント100は、企業または企業内の部門でよい。管理者101は、テナント用システム104を管理する一従業員でよい。利用者102は、テナント用システム104を利用する一従業員でよい。

【0025】

コーディネータ110は、提供者120および開発者130とテナント100と間をコーディネートする。例えば、コーディネータ110は、コーディネーションサービス113を操作して、一または複数の開発者130により開発された複数のサービスモジュールのうちの二つ以上のサービスモジュールを組み合わせたテナント用システム104（サービスシステムの一例）を設計し、テナント用システム104をテナント100に提供する。また、コーディネータ110は、テナント用システム104の従量課金によりテナント100から利用料を取得する。また、コーディネータ110は、テナント用システム104の実行に関し計算資源の使用量に応じた料金を提供者120に支払う。また、コーディネータ110は、当該テナント用システム104の構成要素である一つ以上のバックエンドサービスの各々について、当該バックエンドサービスの使用量に応じた料金を開発者130に支払う。

30

【0026】

提供者120が提供するシステム実行基盤サービス122は、例えば、クラウドコンピューティングサービスでよい。コーディネーションサービス113およびシステム実行基盤サービス122の少なくとも一つは、複数の計算資源（例えば、インターフェース装置、記憶装置およびプロセッサ）を有する物理的な計算機システム（例えば、一つ以上の物理計算機）でもよいし、当該複数の計算資源上に構築された論理的な計算機システム（例えば、一つ以上の仮想計算機）でもよい。

40

【0027】

矢印A131によれば、一または複数の開発者130が、複数のバックエンドサービスのイメージをイメージリポジトリ124に登録する。

【0028】

矢印A112によれば、コーディネータ110は、テナント100との契約に基づいて、テナント100に対し、サービス一式の提供を行う。「サービス一式」とは、少なくと

50

もテナント 100 用のシステム 104 を含む。

【0029】

矢印 A 117 によれば、コーディネータ 110 は、前述のサービス一式を具現化するために、一または複数の開発者 130 からは一つ以上のバックエンドサービスを調達し（例えば、マーケットプレイス経由で調達し）、提供者 120 からはそれらのバックエンドサービスを稼動させるためのシステム実行基盤サービス 122 を調達する。調達されたバックエンドサービスをテナント用システム 104 が含み、テナント用システム 104 が、調査津されたシステム実行基盤サービス 122 のうちのシステム実行領域 126 で実行される。

【0030】

矢印 A 111 によれば、コーディネータ 110 は、テナント用システム 104 をシステム実行領域 126 へ配備（デプロイメント）するための操作をコーディネーションサービス 113 に対して行う。

【0031】

矢印 A 118 によれば、コーディネーションサービス 113 は、矢印 A 111 が示す操作に対しシステム実行基盤サービス 122 を制御する。

【0032】

矢印 A 105 によれば、テナント用システム 104 は、CPU やメモリなどの計算資源を持つシステム実行領域 126 上で稼働する。

【0033】

矢印 A 103 によれば、管理者 101 や利用者 102 はテナント用システム 104 が提供するインターフェース（例えば、GUI（Graphical User Interface）、REST（Representational State Transfer）など）を通じてテナント用システム 104 を利用する。コーディネーションサービス 113 は、テンプレート部 114 と、デプロイメント要求部 115 と、ログ分類部 117 と、ログ管理部 116 とを含む。

【0034】

矢印 A 121 によれば、提供者 120 は、システム実行基盤サービス 122 を所有および運営する。システム実行基盤サービス 122 は、システム実行領域 126 と、デプロイメント実行部 123 と、イメージリポジトリ 124 と、認証認可サービス群 125 とを含む。システム実行領域 126 は、複数の計算資源（例えば、インターフェース装置、記憶装置およびプロセッサ）に基づく論理的な領域であり、テナント用システム 104 が実行される領域である。

【0035】

図 2 によれば、テナント用システム 104（具体的には、当該システム 104 が実行されるシステム実行領域 126）と、コーディネーションサービス 113 とは、ネットワーク 200 にて接続されている。

【0036】

矢印 A 201 によれば、デプロイメント要求部 115 は、デプロイメント実行部 123 に対し、テナント用システム 104 のデプロイメント要求を送信する。矢印 A 202 によれば、デプロイメント実行部 123 は、システム実行領域 126 へ、デプロイメント要求に従ってテナント用システム 104 のデプロイメントを実行する。矢印 A 203 によれば、テナント用システム 104 のデプロイメント実行の際に、テナント用システムを構成するバックエンドサービスのイメージ（例えば、コンテナイメージ）がイメージリポジトリ 124 からロードされ、起動される。矢印 A 204 によれば、デプロイメントされたテナント用システム 104 は、必要に応じて認証および認可を行うために認証認可サービス群 125 にアクセスする。

【0037】

図 3 は、システム実行基盤サービス 122 およびログ管理部 116 の構成の例を示す図である。

【0038】

10

20

30

40

50

ログ管理部 116 は、実行ログテーブル 300 と、通過ログテーブル 301 とを格納する。実行ログテーブル 300 は、矢印 A340 が示すように、バックエンドサービス 311（インスタンス）の実行ログが格納されるテーブルである。通過ログテーブル 301 は、矢印 A341 が示すように、認証認可ゲートウェイ 312（インスタンス）の通過ログが格納されるテーブルである。

【0039】

テナント A 用システム領域 310 は、テナント A100A 用に、システム実行領域 126 が持つ計算資源や権限などが論理的に分割されたことにより得られた領域である。テナント A 用システム領域 310 には、一つ以上のバックエンドサービス 311 のインスタンスと、バックエンドサービス制御プログラム 313 と、認証認可ゲートウェイ 312 のインスタンスとが展開される。

10

【0040】

バックエンドサービス制御プログラム 313 は、利用者クライアント 350 およびバックエンドサービス 311 間の連携を行う。例えば、バックエンドサービス制御プログラム 313 は、事前に定義された制御ルール 314（例えば、ロジック、処理フローまたはステップ）に従って、要求および応答データの相互通信を制御する。なお、利用者クライアント 350 は、利用者が使用する物理的または仮想的な情報処理端末でよい。

【0041】

認証認可ゲートウェイ 312 は、矢印 A343 が示すように、バックエンドサービス 311 およびバックエンドサービス制御プログラム 313 の代わりに認証認可サービス群 125 にアクセスする。

20

【0042】

イメージリポジトリ 124 は、イメージの実態（例えばコンテナファイル）となるイメージファイル 322 と、イメージのメタ情報を管理するイメージ管理部 323 とを持つ。

【0043】

デプロイメント実行部 123 は、デプロイ処理部 320 と、アンデプロイ処理 321 を備える。デプロイ処理部 320 は、イメージファイル 322 を用いて、システム実行領域 126 に、テナント用システム 104 を構成する各バックエンドサービスなどのインスタンスを作成する。アンデプロイ処理 321 は、テナント用システム 104 の廃棄時に、システム実行領域 126 から、当該テナント用システム 104 のバックエンドサービスなどのインスタンスを削除する。

30

【0044】

認証認可サービス群 125 は、認証部 360 と認可部 361 を含む。認証部 360 は、要求（例えば、利用者クライアント 350 からバックエンドサービス 311（または、当該サービス 311 を含むテナント用システム 104）への要求）の認証を行う。認可部 361 は、要求の認可を行う。「認証認可」は、上述したように、認証および認可のうちの少なくとも一つを意味するが、本実施形態では両方を意味する。本実施形態では、要求の認証認可は、認証認可ゲートウェイ 312 が認証認可サービス群 125（認証部 360 と認可部 361）にアクセスすることにより行われる。

【0045】

バックエンドサービス 311 は、矢印 A340 が示すように、バックエンドサービス 311 の実行ログを実行ログテーブル 300 に転送する。認証認可ゲートウェイ 312 は、図 8 で示すような内部処理による結果を表す通過ログを、矢印 A341 が示すように、通過ログテーブル 301 に転送する。矢印 A340 および矢印 A341 は、直接転送（例えば、HTTP 通信）を意味してもよいし、間接転送（例えば、転送用エージェントや、システム実行基盤サービス 122 に別途用意されるログ転送部による転送）を意味してもよい。

40

【0046】

本実施形態では、例えば、テナント A 用システム 104A が、一つ以上のサービスモジュールを含むサービスシステムの一例である。テナント A 用システム 104A がテナント

50

A用システム領域310にデプロイされ、かつ、認証認可ゲートウェイ312が当該領域310にデプロイされる。具体的には、例えば、バックエンドサービス311毎の認証認可ゲートウェイ312と、利用者クライアント350から要求を受け付ける認証認可ゲートウェイ312とがデプロイされる。また、一つのサービスモジュールが複数のテナント用システム104の部品とされることもある。具体的には、一つのサービスモジュールの複数の複製がそれぞれ複数のテナント用システム104の部品とされることもある。

【0047】

図4は、コーディネーションサービス113の構成の例を示す図である。

【0048】

コーディネーションサービス113は、ログ分類部117、テンプレート部114、デプロイメント要求部115、ログ管理部116、および、ロググルーピング部401を含む。コーディネーションサービス113には、ネットワーク200などを通じて、コーディネータ110の情報処理端末の一例である作業用端末530から操作される。

10

【0049】

テンプレート部114により用意されたテンプレート（例えば、テナント用システムのテンプレート）には、デプロイメントに必要な情報の一例として、テナント用システム104の構成要素となるバックエンドサービス311の情報（例えば、イメージ名称や稼働に必要な設定情報（環境変数、起動時引数、システム実行領域126に要求するリソース量など））の集合が含まれる。

【0050】

ゲートウェイ制御部400は、ゲートウェイデプロイメント部410、転送設定部411、認可設定部412、ヘッダ設定部413、認証認可要件テーブル420、追加ヘッダテーブル421、および、ゲートウェイインスタンステーブル422を含む。ロググルーピング部401は、認証検知部430、ユーザ判定部431、ロググループ出力部432、確認状態テーブル440、追加ヘッダテーブル421、および、ロググループテーブル442を含む。追加ヘッダテーブル421は、図示の例の通り、ゲートウェイ制御部400とロググルーピング部401に共通でよい。ゲートウェイ制御部400およびロググループ401が有する機能およびテーブルの詳細は後述する。

20

【0051】

図5は、実行ログテーブル300および通過ログテーブル301の構成の例と、要求の転送とログの出力との関係の例とを示す図である。

30

【0052】

実行ログテーブル300は、実行ログ毎にエントリを有する。実行ログは、バックエンドサービス311のタスクの実行のログである。各レコードは、バックエンドサービスを識別するためのバックエンドサービスID500と、実行ログの出力時刻を示す時刻501と、要求に従い実行されたタスクを識別するためのタスク名502と、バックエンドサービス311に送信された要求（HTTP要求）のヘッダを示す要求ヘッダ503と、タスクの実行内容（例えば、要求から抽出した引数、処理の概要、実行結果）を示すタスク内容504とを含む。図5では、複数のバックエンドサービスの実行ログを集約することとし、バックエンドサービスID500を設けたが、実行ログテーブル300は、バックエンドサービス毎に設けられてもよい。また、タスク名502やタスク内容504は統合および分割（例えば、タスク内容504から引数情報を別のカラムにするなど）されてもよい。

40

【0053】

通過ログテーブル301は、通過ログ毎にエントリを有する。通過ログは、利用者クライアント350から認証認可ゲートウェイ312を経由してバックエンドサービス311に要求が送信される際の、認証認可ゲートウェイ312の要求受信履歴に関するログである。各レコードは、受信した要求の通過ID（言い換えれば、通過ログを識別するID）を示す通過ID510、要求を受信したゲートウェイのゲートウェイIDであるゲートウェイID511、要求から抽出したアクセストークンであるアクセストークン512、お

50

および、要求から抽出した親の通過ID（1つ前の認証認可ゲートウェイ312が残した通過ログの通過ID）を示す親通過ID513を持つ。「通過ID」としての値は、認証認可ゲートウェイ312が要求受信時に発行したUUID（Universally Unique Identifier）としての値でよい。認証認可ゲートウェイ312が、要求受信時に事前に定めた要求ヘッダに、当該ゲートウェイ312が発行した通過IDが埋め込まれる。この要求ヘッダを持つ要求を次の認証認可ゲートウェイ312が受けた場合、当該次の認証認可ゲートウェイ312が、当該要求の要求ヘッダから、1つ前の認証認可ゲートウェイ312により埋め込まれた通過IDを抽出できる。この抽出された通過IDが、親通過IDである。アクセストークンや親通過IDの埋め込み先となる要求ヘッダのヘッダ名は、図6に示すように、追加ヘッダテーブル421にて管理される。

10

【0054】

図5によれば、一例として、以下の処理が行われる。なお、図5の説明では、ID“”を持つ要素を、要素“”と言うことがある。

- 利用者クライアント350から要求01を認証認可ゲートウェイ“gw-312a”312Cが受ける。認証認可ゲートウェイ“gw-312a”312Cが、当該要求からアクセストークン“3SUJBZI...”を取得し、かつ、通過ID“Da417013df”を付与する。認証認可ゲートウェイ“gw-312a”312Cが、アクセストークン“3SUJBZI...”および通過ID“Da417013df”を含んだ通過ログ#1を通過ログテーブル301に格納する。認証認可ゲートウェイ“gw-312a”312Cが、要求01のヘッダに通過ID“Da417013df”を設定し、当該要求01をバックエンドサービス制御プログラム313へと転送する。

20

- バックエンドサービス制御プログラム313が、制御ルール314に従い、最初のバックエンドサービス311Aに要求01を転送する。転送した要求01のアクセストークンは、例えば、利用者クライアント350からのアクセストークン“3SUJBZI...”（利用者のアクセストークン）に代えて、制御ルール314で指定されているアクセストークン“LS0u9tL...”（テナントAのアクセストークン）が採用される。

- その要求01を、バックエンドサービス311Aについての認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aが受ける。認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aが、要求01からアクセストークン“LS0u9tL...”を取得し、要求01のヘッダから通過ID“Da417013df”を取得し、かつ、通過ID“60ed6bf4oPp”を付与する。認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aが、アクセストークン“LS0u9tL...”、親通過ID“Da417013df”および通過ID“60ed6bf4oPp”を含んだ通過ログ#2を通過ログテーブル301に格納する。認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aが、要求01のヘッダに通過ID“60ed6bf4oPp”を設定し（ヘッダにおける親通過ID“Da417013df”を通過ID“60ed6bf4oPp”に差し替え）、当該要求01をバックエンドサービス311Aへと転送する。

- バックエンドサービス311Aが、認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aから要求01を受け、当該要求01に従いタスクを実行する。バックエンドサービス311Aが、要求01の要求ヘッダとタスク内容とを含む実行ログ#3を、実行ログテーブル300に格納する。

- バックエンドサービス311Aが、要求01の実行結果に従う応答02を返す。応答02は、例えば、要求01のヘッダ、つまり、通過ID“60ed6bf4oPp”を含む。応答02は、バックエンドサービス制御プログラム313が受ける。

40

- バックエンドサービス制御プログラム313が、制御ルール314に従い、応答02が持つ実行結果に基づく要求03を、次のバックエンドサービス311Bに転送する。要求03のヘッダは、応答02が持つ通過ID“60ed6bf4oPp”を持つ。

- その要求03を、バックエンドサービス311Bについての認証認可ゲートウェイ“gw-312c”312Bが受ける。以降、認証認可ゲートウェイ“gw-312c”312Bにより、要求01を受けた認証認可ゲートウェイ“gw-312b”312Aが行った処理と同様の処理が行われる。故に、要求03から取得された親通過ID“60ed6bf4oPp”と、要求03を受けたときに認証認可ゲートウェイ“gw-312c”312Bが付与した通過IDとを含む通過ログが、通過ログテーブル301に格納される。そして、要求03がバックエンドサービス31

50

1 B に転送される。

【 0 0 5 5 】

図 6 は、ゲートウェイ制御部 4 0 0 が持つテーブルの構成の例を示す図である。

【 0 0 5 6 】

認証認可要件テーブル 4 2 0 は、バックエンドサービス 3 1 1 およびバックエンドサービス制御プログラム 3 1 3 が認証認可およびその両方を必要とするかを示すテーブルである。認証認可要件テーブル 4 2 0 の各レコードは、バックエンドサービス 3 1 1 およびバックエンドサービス制御プログラム 3 1 3 のイメージを識別するサービスイメージ名 6 0 0 、サービスイメージ名 6 0 0 が示すイメージによって作成されたインスタンスが認証を必要または不要とするかを示す認証連携 6 0 1 、および、サービスイメージ名 6 0 0 が示すイメージによって作成されたインスタンスが認可を必要または不要とするかを示す認可連携 6 0 2 を持つ。

10

【 0 0 5 7 】

追加ヘッダテーブル 4 2 1 は、要求ヘッダの役割を示すメタ情報である。追加ヘッダテーブル 4 2 1 の各レコードは、認証認可ゲートウェイ 3 1 2 のゲートウェイ ID であるゲートウェイ ID 6 1 0 、要求ヘッダの役割を示す用途 6 1 1 、および、要求ヘッダの名称を示す要求ヘッダ名 6 1 2 を持つ。

【 0 0 5 8 】

ゲートウェイインスタンステーブル 4 2 2 は、バックエンドサービス 3 1 1 およびバックエンドサービス制御プログラム 3 1 3 と、認証認可ゲートウェイ 3 1 2 のインスタンスとの関連を管理するテーブルである。ゲートウェイインスタンステーブル 4 2 2 の各レコードは、認証認可ゲートウェイ 3 1 2 のゲートウェイ ID であるゲートウェイ ID 6 2 0 、および、バックエンドサービス 3 1 1 およびバックエンドサービス制御プログラム 3 1 3 のインスタンスの ID であるサービス ID 6 2 1 を持つ。

20

【 0 0 5 9 】

図 7 は、ロググループ部 4 0 1 が持つテーブルの構成の例を示す図である。なお、追加ヘッダテーブル 4 2 1 の図示は省略されている。

【 0 0 6 0 】

確認状態テーブル 4 4 0 は、実行ログテーブル 3 0 0 に蓄積された各実行ログに関して、どの実行ログまでを確認したか、または次にどの実行ログを確認するかを特定するための情報を保持する。図 7 では、実行ログが時系列順に蓄積され、実行ログ間で時系列関係を示す情報（例えば、タイムスタンプのような時刻）は重複しないものとして説明する。キー 7 0 0 は、実行ログの出力元（例えば、インスタンス名など）を識別する文字列である。位置関連 7 0 1 は、確認した最も新しい実行ログまたは次に確認すべき最も古い実行ログの時刻（タイムスタンプ）である。実行ログが時系列順に蓄積されない場合は、エントリ番号（行番号）またはそれに類する値が、位置関連 7 0 1 の値となる。

30

【 0 0 6 1 】

ロググループテーブル 4 4 2 は、実行ログテーブル 3 0 0 の各実行ログを、利用者（ユーザ）観点でグループ化するための情報を保持する。ロググループテーブル 4 4 2 の各レコードにおいて、ラベル 7 1 0 は、ロググループを識別するための文字列である。ユーザ識別 7 1 1 は、アクセストークンなどユーザを識別できる情報である。通過 ID 7 1 2 は、通過ログテーブル 3 0 1 と関連付けるための情報である。

40

【 0 0 6 2 】

図 8 は、認証認可ゲートウェイ 3 1 2 の動作の流れの例を示す図である。

【 0 0 6 3 】

認証認可ゲートウェイ 3 1 2 は、バックエンドサービス制御の要求元 8 0 0 （利用者クライアント 3 5 0 またはバックエンドサービス制御プログラム 3 1 3 ）と、認可部 3 6 1 と、認証部 3 6 0 と、ロール管理サービス 8 1 0 と連携する。認証認可ゲートウェイ 3 1 2 は、認証を行う役割を持つ（要求元 8 0 0 の認証連携 6 0 1 が “ Y ” である）場合は、要求元 8 0 0 からの要求 8 0 1 について認証向け制御 8 0 3 を行う。また、認証認可ゲート

50

ウェイ312は、認可を行う役割を持つ（要求元800の認可連携602が“Y”である）場合は、要求801について認可向け制御804を実行する。図8は、認証認可ゲートウェイ312が認証と認可の両方の役割を持つ場合を例示する。また、本実施形態では、要求801は、HTTP要求である。

【0064】

まず、認証認可ゲートウェイ312は、要求元800より、バックエンドサービス311向けのHTTP要求801を受信する（矢印A802）。

【0065】

次に、認証認可ゲートウェイ312は、認証結果取得処理805を行う。具体的には、例えば、認証認可ゲートウェイ312は、HTTP要求801から認証の入力情報（例えば、要求ヘッダ内のアクセストークンとユーザ識別情報）を取得する。認証認可ゲートウェイ312は、取得した認証入力情報を認証部360に送信し認証を要求する。認証部360は、入力情報と認証テーブル809（例えば、ユーザ識別情報とトークンの関係を表すテーブル）を照らし合わせて認証を行い、その結果を認証認可ゲートウェイ312に返す（矢印A807）。

10

【0066】

続いて、認証認可ゲートウェイ312は、認証結果取得処理805において認証成功であった場合（認証入力情報内のユーザの識別情報とアクセストークンとのペアの承認が得られた場合）に、認可引数取得処理806へ処理を移す（矢印A813）。認可引数取得処理806では、認証認可ゲートウェイ312は、ユーザの識別情報を入力として、ロール管理サービス810に対し当該ユーザのロール情報取得を要求する。ロール管理サービス810は、入力をキーとしてロールテーブル811（例えば、ユーザの識別情報とロール名の関係を表すテーブル）よりロール名を取得し返す（矢印A812）。その後、認証認可ゲートウェイ312は、ヘッダ付与処理816へ処理を移す（矢印A814）。

20

【0067】

認証認可ゲートウェイ312は、ヘッダ付与処理816において、ヘッダ設定部413を通じて事前に定められたルールに従って、HTTP要求801のヘッダに、前述のロール名を少なくとも含む追加ヘッダ情報を付与する（矢印A817）。

【0068】

その後、認証認可ゲートウェイ312は、要求送信処理819を行う。具体的には、例えば、認証認可ゲートウェイ312は、転送エントリ824の内容に従って、追加ヘッダ情報つきHTTP要求821を認可部361へ送信する（矢印A820）。また、認証認可ゲートウェイ312は、要求801から取得されたアクセストークンと追加ヘッダ情報に含まれる通過ID（認証認可ゲートウェイ312が付与したID）とを含む通過ログを通過ログテーブル301に格納する（矢印A818）。

30

【0069】

認可部361は、ロール名と認可ルール822を照らし合わせて認可を行い、認可成功（入力のロール名はバックエンドサービスのアクセス権限を持つ）の場合は、バックエンドサービス311へHTTP要求821を送信する（矢印A823）。

【0070】

認可向け制御804が不要の場合、認証結果取得処理805の後、処理が、ヘッダ付与処理816に移動する（矢印A815）。

40

【0071】

図9は、ロググルーピング部401の動作の流れの例を示す図である。

【0072】

認証検知部430は、確認状態テーブル440にアクセスし、次に確認すべき実行ログテーブル300の位置を特定する。その後、認証検知部430は、特定した位置より実行ログテーブル300から実行ログ（実行ログレコード）を取得する。認証検知部430は、新規に受けた要求について認証があった場合は、ユーザ判定部431を開始する。

【0073】

50

ユーザ判定部 431 は、通過ログテーブル 301 を辿り、アクセストークン 512 がユーザ用である通過ログ（通過ログレコード）を特定し、特定された通過ログから通過 ID 510 を抽出する。

【0074】

ロググループ出力部 432 は、抽出された通過 ID と、当該通過 ID に対応したユーザ識別情報（当該通過 ID をキーに実行ログ中の要求ヘッダから取得されたユーザ識別情報）とを入力として起動する。ロググループ出力部 432 は、通過 ID とユーザ識別情報のセットに任意のラベル（例えば、UUID や連番などの一意性が保証できる文字列）を付与する。ロググループ出力部 432 は、ラベル、通過 ID およびユーザ識別情報の組を、ロググループテーブル 442 に格納する。

10

【0075】

図 10 は、ゲートウェイデプロイメント部 410 の処理フローチャートの例を示す。

【0076】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、情報 A を引数として起動する。情報 A は、イメージ名と、認証認可ゲートウェイ 312 からの転送先 API エンドポイントと、外部公開用の API エンドポイントと、領域名称（デプロイメント先となるシステム実行領域の名称）とを含む。

【0077】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、認証実行要求のためのメタ情報を認証部 360 より取得する（ステップ 1000）。ゲートウェイデプロイメント部 410 は、認証認可ゲートウェイ 312 からの接続受付のためのメタ情報を認証部 360 に送信する（ステップ 1001）。

20

【0078】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、情報 A 内のイメージ名に対応した認証連携 601 および認可連携 602 を認証認可要件テーブル 420 から取得する（ステップ 1002）。

【0079】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、情報 A 内の領域名称をデプロイメントの第一引数とする（ステップ 1004）。

【0080】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、ステップ 1002 で取得した認証連携 601 の値が “Y” か確認する（ステップ 1005）。認証連携 601 の値が “Y” であれば、ゲートウェイデプロイメント部 410 は、ステップ 1000 とステップ 1001 で取得したメタ情報をデプロイメントの第 2 の引数（環境変数など）とする（ステップ 1006）。

30

【0081】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、デプロイメントの引数を用いて、デプロイメント要求部 115 に対して、認証認可ゲートウェイ 312 のデプロイメントを依頼し完了を待つ（ステップ 1007）。

【0082】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、情報 A 内の転送先 API エンドポイントと外部公開用 API エンドポイントと領域名称とを引数として、転送設定部 411 を開始し完了を待つ（ステップ 1008）。

40

【0083】

ゲートウェイデプロイメント部 410 は、ステップ 1002 で取得した認可連携 602 の値が “Y” か確認する（ステップ 1009）。認可連携 602 の値が “Y” であれば、ゲートウェイデプロイメント部 410 は、認可部 361 の API エンドポイントを引数として認可設定部 412 を開始し完了を待つ（ステップ 1010）。

【0084】

図 11 は、転送設定部 411 および認証認可ゲートウェイ 311 の処理フローチャートの例を示す図である。

50

【 0 0 8 5 】

転送設定部 4 1 1 は、情報 B を引数として起動する。情報 B は、図 1 0 のステップ 1 0 0 8 について説明した通り、転送先 A P I エンドポイント、外部公開用 A P I エンドポイント、および、領域名称（システム実行領域の名称）を含む。

【 0 0 8 6 】

転送設定部 4 1 1 は、情報 B 内の転送先 A P I エンドポイント、外部公開用 A P I エンドポイントおよび領域名称のセットを転送エントリとする（ステップ 1 1 0 0）。

【 0 0 8 7 】

転送設定部 4 1 1 は、転送エントリを引数に認証認可ゲートウェイの転送エントリ追加 A P I にアクセスする（ステップ 1 1 0 1）。

10

【 0 0 8 8 】

認証認可ゲートウェイ 3 1 1 は、環境変数などより、認証部 3 6 0 に接続するためのメタ情報を取得する（ステップ 1 1 1 0）。認証認可ゲートウェイ 3 1 1 は、当該取得したメタ情報を認証結果取得処理 8 0 5（図 8 参照）に設定する（ステップ 1 1 1 1）。

【 0 0 8 9 】

認証認可ゲートウェイ 3 1 1 は、A P I サービスを開始し要求受信を待つ（ステップ 1 1 1 2）。認証認可ゲートウェイ 3 1 1 は、転送エントリ追加 A P I が呼ばれた（要求を受信した）場合（ステップ 1 1 1 3：Y）、当該 A P I の呼び出しの引数とされ受信した転送エントリを転送エントリ 8 2 4（例えば、メモリ上の変数、外部 D B、設定ファイルなど）に追加し、再び要求受信を待つ（ステップ 1 1 1 2）。

20

【 0 0 9 0 】

図 1 2 は、認可設定部 4 1 2 および認証認可ゲートウェイの処理フローチャートの例を示す図である。

【 0 0 9 1 】

認可設定部 4 1 2 は、情報 C を引数として起動する。情報 C は、領域名称（システム実行領域の名称）、転送先 A P I エンドポイント、ロール名、およびユーザ名を含む。ここで言う転送先 A P I エンドポイントは、図 1 0 のステップ 1 0 1 0 において引数とされた、認可部 3 6 1 の A P I エンドポイントである。領域名称は、ゲートウェイデプロイメント部 4 1 0 に入力された情報 A 内の領域名称である。ロール名およびユーザ名は、ロール管理サービス 8 1 0 から取得された情報である。

30

【 0 0 9 2 】

認可設定部 4 1 2 は、情報 C を認可エントリとする（ステップ 1 2 0 0）。認可設定部 4 1 2 は、認可エントリを引数に認証認可ゲートウェイ 3 1 1 の認可エントリ追加 A P I にアクセスする（ステップ 1 2 0 1）。

【 0 0 9 3 】

認証認可ゲートウェイ 3 1 2 のステップ 1 2 1 0 ~ 1 2 1 2 は、図 1 1 のステップ 1 1 1 0 ~ 1 1 1 2 と同じである。認証認可ゲートウェイ 3 1 2 は、認可エントリ追加 A P I が呼ばれた（要求を受信した）場合（ステップ 1 2 1 3：Y）、認可エントリを引数に認可部 3 6 1 の認可ルール追加 A P I にアクセス（要求を送信）する（ステップ 1 2 1 4）。

30

【 0 0 9 4 】

認可部 3 6 1 の認可ルール追加 A P I 1 2 2 0 は、認証認可ゲートウェイ 3 1 2 から受けた要求より認可エントリを取得し、取得した認可エントリを認可ルール 8 2 2 に追加する（ステップ 1 2 2 1）。

【 0 0 9 5 】

図 1 3 は、ヘッダ設定部 4 1 3 の処理フローチャートの例を示す図である。

【 0 0 9 6 】

ヘッダ設定部 4 1 3 は、通過 I D 用のヘッダ名 “auth_id” を引数に起動する。ヘッダ設定部 4 1 3 は、ヘッダ付与処理 8 1 6 に対して、入力のヘッダ名で通過 I D を H T T P 要求のヘッダに付与するための設定を行う（ステップ 1 3 0 0）。

40

【 0 0 9 7 】

50

図14は、認証検知部430の処理フローチャートの例を示す図である。

【0098】

認証検知部430は、タスク実行ログキー（バックエンドサービス311のインスタンス名など）を入力に起動する。

【0099】

認証検知部430は、追加ヘッダテーブル421より、用途611が“ゲートウェイ通過識別”のレコードのヘッダ名612を取得する（ステップ1400）。認証検知部430は、タスク実行ログキーを用いて、確認状態テーブル440より位置関連701を取得する（ステップ1401）。認証検知部430は、タスク実行ログキーと取得された位置関連701より、実行ログテーブル300の読み取り開始点を決定する（ステップ1402）。

10

【0100】

認証検知部430は、実行ログテーブル300の次の実行ログレコード（開始点に属するレコードの次のレコード）を取得する（ステップ1403）。認証検知部430は、当該取得した実行ログレコードの要求ヘッダ503より、ステップ1400で取得したヘッダ名に関するヘッダ値を取得する（ステップ1404）。認証検知部430は、ロググループテーブル442の通過ID712内に、ステップ1404で取得したヘッダ値が存在するか確認する（ステップ1405）。

【0101】

当該ヘッダ値が存在する場合（ステップ1406：Y）、認証検知部430は、当該ヘッダ値（通過ID）を引数に図15のユーザアクセストークン特定を開始する（ステップ1407）。

20

【0102】

当該ヘッダ値が存在しない場合（ステップ1406：N）、または、ステップ1407の後、認証検知部430は、ステップ1403で取得した実行ログレコードがタスク実行ログキーに関して実行ログテーブル300の最後のレコードか確認する（ステップ1408）。確認結果が真であれば、処理が終了する。確認結果が偽であれば、処理がステップ1403へ移動する。

【0103】

図15は、ユーザアクセストークン特定の処理フローチャートの例を示す。

【0104】

30

認証検知部430は、引数とされた通過IDを持つ通過ログレコードを通過ログテーブル331から取得する（ステップ1500）。認証検知部430は、ステップ1500で取得した通過ログレコードよりゲートウェイIDを取得する（ステップ1501）。認証検知部430は、ステップ1501で取得したゲートウェイIDと同じゲートウェイID620を持つレコードを、ゲートウェイインスタンステーブル422から取得する（ステップ1502）。認証検知部430は、ステップ1502で取得したレコードのサービスID621に属するサービスイメージ名600を持つレコードを認証認可要件テーブル420から取得する（ステップ1503）。ステップ1503で取得したレコードの認証連携601が“Y”的場合（ステップ1504：Y）、処理がステップ1508へ移動する。当該認証連携601が“N”であるが当該レコードの認可連携602が“Y”的場合（ステップ1504：N、ステップ1505：Y）、処理がステップ1506へ移動する。認証連携601と認可連携602のいずれも“N”的場合は（ステップ1504：N、ステップ1505：N）、処理が終了する。

40

【0105】

ステップ1505：Yの場合、認証検知部430は、ステップ1501で取得した通過ログレコードより親通過ID513を取得する（ステップ1506）。認証検知部430は、ステップ1506で取得した親通過IDを通過IDとし（ステップ1507）、ステップ1500以降を実施する。

【0106】

ステップ1504：Yの場合、認証検知部430は、ステップ1500で取得した通過

50

ログレコードのアクセストークン 512 をユーザ識別情報とする（ステップ 1508）。認証検知部 430 は、通過 ID とユーザ識別情報を引数としてロググループ出力部 432 を開始する（ステップ 1509）。認証検知部 430 は、ゲートウェイインスタンステーブル 422 に次のレコードがあるか確認する（ステップ 1510）。確認結果が真であれば、処理がステップ 1501 に移動する。確認結果が偽であれば、処理が終了する。

【0107】

図 16 は、ロググループ出力部 432 の処理フローチャートの例を示す図である。

【0108】

ロググループ出力部 432 は、通過 ID と、ユーザ識別情報を入力として起動する。ロググループ出力部 432 は、通過 ID とユーザ識別情報のセットに任意のラベル（UUID や連番などの一意性が保証できる文字列）を付与する（ステップ 1600）。ロググループ出力部 432 は、通過 ID、ユーザ識別情報およびラベルをロググループテーブル 442 のレコードとして出力する（ステップ 1601）。

10

【0109】

本実施形態によれば、バックエンドサービス 311 は認証認可機能を持たず、かつ複数のユーザで共用する場合でも、ユーザ（利用者）毎の利用明細を出力できる。

【実施形態 2】

【0110】

実施形態 2 を説明する。その際、実施形態 1 との相違点を主に説明し、実施形態 1 との共通点については説明を省略または簡略する。

20

【0111】

実施形態 1 では、バックエンドサービス 311 への要求にあるアクセストークンと、各要求が認証認可ゲートウェイ 312（インスタンス）を通過する際に当該要求のヘッダに自動的に埋め込まれた要求 ID と、要求 ID 間の親子関係を用いて、バックエンドサービス 311 が output する実行ログをユーザ（利用者）毎に分類するためのグループ情報が生成される。本実施形態では、前述の実行ログとグループ情報を用いて、業務（例えば、ユーザ毎の課金や利用状況の可視化など）に向けたデータが出力される。

【0112】

図 17 は、本実施形態におけるコーディネーションサービス 1701 の構成の例を示す図である。

30

【0113】

コーディネーションサービス 1701 は、課金用データ出力部 1700 を備える。課金用データ出力部 1700 は、前述の実行ログとグループ情報を用いて業務に向けたデータを出力するデータ出力部 1710 を持つ。

【0114】

図 18 は、データ出力部 1710 の処理フローチャートの例を示す図である。

【0115】

データ出力部 1710 は、ユーザ識別情報と追加のフィルタ情報（時刻範囲など）を入力として起動する。追加のフィルタ情報は必須ではない。

40

【0116】

データ出力部 1710 は、入力のユーザ識別情報を用いてロググループテーブル 442 から通過 ID の集合を取得する（ステップ 1800）。データ出力部 1710 は、ステップ 1800 で取得した通過 ID 集合のいずれかの通過 ID を要求ヘッダ 503 に持つ実行ログを実行ログテーブル 300 から取得する（ステップ 1801）。

【0117】

データ出力部 1710 は、追加のフィルタ情報が入力されているかを確認する（ステップ 1802）。確認結果が偽であれば、処理がステップ 1804 に移動する。

【0118】

確認結果が真であれば、データ出力部 1710 は、ステップ 1801 で取得した実行ログに対して追加のフィルタ情報でフィルタする（ステップ 1803）。

50

【0119】

データ出力部1710は、要求元に実行ログを返す（ステップ1804）。

【0120】

図18では、実行ログの出力先として実行ログの要求元としたが、既定のディレクトリやテーブルなどへの実行ログが出力されてもよい。

【実施形態3】

【0121】

実施形態3を説明する。その際、実施形態2との相違点を主に説明し、実施形態2との共通点については説明を省略または簡略する。

【0122】

実施形態2では、ログとそのグループ情報を用いて、業務（例えば、ユーザ毎の課金や利用状況の可視化など）に向けたデータが出力される。本実施形態では、請求実行などに必要な契約関連情報が、前述のデータに付与される。

10

【0123】

図19は、本実施形態におけるコーディネーションサービス1910の構成の例を示す図である。

【0124】

コーディネーションサービス1910において、課金用データ出力部1920が、データ出力部1950と、契約マッピングテーブル1900とを備える。また、契約管理サービス1902が備えられる。契約管理サービス1902は、契約ID、および、契約内容（例えば、利用するバックエンドサービスとその利用単価などといった情報）を持つ。契約マッピングテーブル1900は、前述の契約IDと、課金用データ（例えば、実行ログレコードの集合）を関連付けるためのマッピングテーブルである。矢印A1901が示すように、データ出力部1950は、契約マッピングテーブル1900から、課金用データのラベルに対応した契約IDを取得し、契約管理サービス1902から、当該契約IDに対応した契約内容を取得し、取得した契約内容を基に課金用データを加工する（例えば、契約内容の情報を付与する）。

20

【0125】

図20は、契約マッピングテーブル1900の構成の例を示す図である。

【0126】

契約マッピングテーブル1900は、契約ID2000とラベル2001の対応関係を管理する。

30

【0127】

図21は、本実施形態におけるデータ出力部1950の処理フローチャートの例を示す図である。

【0128】

図18との違いは、ステップ2100、2101、2102の追加である。データ出力部1950は、ロググループテーブル442のラベル710をキーに、ラベル710に一致するラベル2001に対応した契約ID2000を契約マッピングテーブル1900から取得する（ステップ2100）。データ出力部1950は、契約管理サービス1902から、取得した契約ID2000に一致する契約IDに対応した契約内容を取得する（ステップ2101）。データ出力部1950は、ステップ2101で取得した契約内容を用いて課金用データを加工する（ステップ2102）。

40

【0129】

以上の実施形態1～3の説明を、例えば以下のように総括することができる。また、以下では、上述の説明が必要に応じて補足されてよい。

【0130】

一または複数の開発者130により開発された複数のバックエンドサービス311（複数のサービスモジュールの一例）うちの一つ以上のバックエンドサービス311により構成されたテナント用システム104（サービスシステムの一例）が、複数種類の計算資源

50

に基づく実行基盤サービス 122 にデプロイされる。実行基盤サービス 122 に、コーディネーションサービス 113 (システム実行支援装置の一例) のゲートウェイ制御部 400 により、テナント用システム 104 について一つ以上のゲートウェイ 312 がデプロイされる。

【0131】

各バックエンドサービス 311 は、当該バックエンドサービス 311 についての要求を実行した場合に当該要求の実行における使用量を含む実行内容と当該要求のヘッダ情報 (要求のヘッダが有する情報) とを含んだログである実行ログを実行ログテーブル 300 (第1のログ情報の一例) に書き込むようになっている。「使用量」は、時間、計算資源量およびデータ量の少なくとも一種類の量を含んでよい。また、「使用量」は、バックエンドサービス 311 の実行により使用された物理的な計算資源の使用量でもよいし、バックエンドサービス 311 の使用量でもよい。

10

【0132】

テナント用システム 104 におけるバックエンドサービス 311A (対象のサービスモジュールの一例) について、ゲートウェイ 312A が、アクセストークン (認証および認可の少なくとも一つのためのデータである認証認可データの一例) を持つ要求を受ける。すると、ゲートウェイ 312A は、受けた要求に対し当該要求の通過 ID を付与し、当該要求のヘッダに、アクセストークンに代えて当該付与した通過 ID を設定する。ゲートウェイ 312A は、当該通過 ID を含んだヘッダを持つ要求を、対象のバックエンドサービス 311A に転送し、当該通過 ID と上記アクセストークンとを含んだログである通過ログを通過ログテーブル 301 (第2のログ情報の一例) に書き込む。

20

【0133】

各バックエンドサービス 311 が上述の実行ログを書き込むようになっていても、実行ログは、利用者の識別情報相当の情報を含んでいない。一方、ゲートウェイ 312 が、アクセストークンを含む上述の通過ログを書き込むようになっていても、通過ログは、バックエンドサービス 311 の実行に従う使用量を表す情報を含んでいない。実行ログと通過ログが、通過 ID を介して互いに関連付けられる。具体的には、実行ログ内のヘッダ情報に設定された通過 ID と、通過ログに設定された通過 ID とにより、実行ログと通過ログとが関連付けられる。結果として、通過 ID をキーに使用量の特定が可能となり、故に、使用量に応じた従量課金が可能となる。

30

【0134】

なお、アクセストークンは、認証認可に使用されるデータでありログに記録されることは避ける方が好ましい。バックエンドサービス 311 に転送される要求のヘッダ情報は、アクセストークンに代えて通過 ID を持つので、実行ログにヘッダ情報が含まれても、アクセストークンが実行ログに含まれずに済む。

【0135】

実行ログテーブル 300 および通過ログテーブル 301 は、ログ管理部 116 により管理されてよい。ログ管理部 116 は、例えばファイルシステムでよい。

【0136】

また、要求のメタ情報として、ヘッダ情報以外の情報でもよいが、メタ情報がヘッダ情報であることで、要求として HTTP 要求の採用が可能である。また、認証認可データは、アクセストークン以外のデータでもよいが、認証認可データがアクセストークンであることで、要求として HTTP 要求の採用が可能である。

40

【0137】

テナント用システム 104 を構成するバックエンドサービス 311A および 311B にそれぞれ用意されるゲートウェイ 312A および 312B (第2のゲートウェイの一例) の他に、テナント用システム 104 についてのゲートウェイ 312C (第1のゲートウェイの一例) がある。ゲートウェイ 312C が、クライアント 350 から、利用者のアクセストークンを持つ要求を受ける。ゲートウェイ 312C が、当該要求に対し通過 ID を付与し、当該要求のヘッダに当該付与した通過 ID を設定する。ゲートウェイ 312C が、

50

当該通過IDを含んだヘッダ情報を持つ要求を転送し、当該要求IDと利用者のアクセストークンとを含んだ通過ログを通過ログテーブル301に書き込む。ゲートウェイ312Cにより転送された要求を、ゲートウェイ312Aが受ける。

【0138】

このようにゲートウェイ312間で要求が転送され、個々のゲートウェイ312により通過ログが蓄積される。通過ログを辿ることで、利用者のアクセストークンについて実行ログ毎の使用量を算出することが期待できる。

【0139】

また、テナント用システム104に関し一連の要求の転送について、最初の通過ログには、クライアント350からの要求が持つアクセストークンが含まれる。この場合、仮に、バックエンドサービス制御プログラム313を通じてバックエンドサービス311が受ける要求のアクセストークンが、テナントのアクセストークンであるとしても、ゲートウェイ312Cがクライアント350から受ける要求が持つアクセストークンは、利用者のアクセストークンである可能性が高い。このため、テナント用システム104についてテナント単位のアクセストークンが発行されているケースでも、利用者単位で、テナント用システム104の実行に従う使用量の集計が可能であることが期待される。

10

【0140】

通過ログは、当該通過ログに対応し要求を転送したゲートウェイより付与された通過IDと、当該要求から抽出された認証認可データと、当該要求の転送元のゲートウェイにより付与された通過IDである親通過IDとを含む。ゲートウェイ312Cが受けた要求のアクセストークンについて、通過IDを用いて通過ログを辿ることができる。

20

【0141】

具体的には、例えば、親通過IDの無いアクセストークンについて、ロググルーピング部401が、当該アクセストークンに対応した通過IDに関連付いている一つ以上の通過IDの集合である通過ID集合を通過ログテーブル301から特定してよい。ロググルーピング部401が、当該通過ID集合を構成する通過ID毎に、当該通過IDを含んだヘッダ情報に対応する実行内容（タスク内容504）を特定してよい。ログテーブル301が、当該通過ID集合について特定された実行内容に従う使用量を表す情報である利用情報を生成してよい。このようにして、親通過IDの無いアクセストークン毎に、使用量を表す利用情報の生成が可能である。

30

【0142】

また、例えば、親通過IDの無いアクセストークンについて、さらに、課金用データ出力部1700が、生成され利用情報を基に、当該利用情報が表す使用量に応じた課金額を決定し、決定した課金額を出力してよい。このようにして、親通過IDの無いアクセストークン毎に、使用量に応じた従量課金が可能である。

【0143】

また、例えば、親通過IDの無いアクセストークンについて、さらに、課金用データ出力部1920が、当該アクセストークンに対応した契約内容を特定し、上記決定した課金額に上記特定した契約内容を関連付けて出力してよい。このようにして、課金額の根拠の一例となる契約内容を表す情報を一緒に出力することが可能である。

40

【0144】

ゲートウェイ制御部400が、テナント用システム104を構成する一つ以上のバックエンドサービス311の各々を、実行基盤サービス122にデプロイし、当該テナント用システム104についてゲートウェイ312Cを実行基盤サービス122にデプロイし、当該テナント用システム104を構成するバックエンドサービス311Aおよび312B（一つ以上のサービスモジュールの一例）についてゲートウェイ312Aおよび312B（一つ以上の第2のゲートウェイの一例）を実行基盤サービス122にデプロイする。このようにして、テナント用システム104の窓口としてゲートウェイ312Cと、テナント用システム104を構成するバックエンドサービス311A（311B）のゲートウェイ312A（312B）とを配備することができる。例えば、ゲートウェイ制御部400

50

は、テナント用システム 104 のテンプレート情報またはイメージといった情報から、テナント用システム 104 を構成する個々のバックエンドサービス 311 を特定し、特定したバックエンドサービス 311 毎にゲートウェイ 312 をデプロイし、テナント用システム 104 についてゲートウェイ 312C をデプロイすることができる。

【0145】

各ゲートウェイ 312 は、要求を受けた場合、必要に応じて（例えば、転送先サービスモジュールのサービスイメージ名 600 に対応した認証連携 601 と認可連携 602 の値に応じて）、当該要求が持つアクセストークンを、テナント用システム 104 の外部に設けられ認証認可を行う機能である認証認可サービス群 125 に送信することで、当該認証認可サービス群 125 に認証認可を実行させる。このため、いずれのバックエンドサービス 311 が認証認可機能を持たなくとも、認証認可を行うことができる。

10

【0146】

以上の説明は、本発明の説明のための例示であって、本発明の範囲を上述の実施形態にのみ限定する趣旨ではない。本発明は、他の種々の形態でも実施することが可能である。

【0147】

例えば、テナント用システム 104 は、それぞれがアプリケーションサービスに関連付けられている複数のノードと当該複数のノードにおける各ノード間の結線とで表現されたアプリケーションソフトウェアフローでよい。ノードに関連付いたアプリケーションサービスは、サービスモジュールの一例でよい。アプリケーションソフトウェアフローは、ビジュアルプログラミングツールで記述されてよい。ビジュアルプログラミングツールは、「モデル開発環境」と呼ばれてもよい。ソフトウェアの構成要素や処理単位がノードであり、ノード同士の結線は「エッジ」と呼ばれてもよい。

20

【0148】

また、本発明は、要求にメタ情報を付与できる環境全般に適用することが期待できる。例えば、WEB システムに代えて、クライアントプログラムがライブラリにデータを記述する環境であって、関数の引数に独自の引数を追加することが許容されている環境にも、本発明を適用可能である。

30

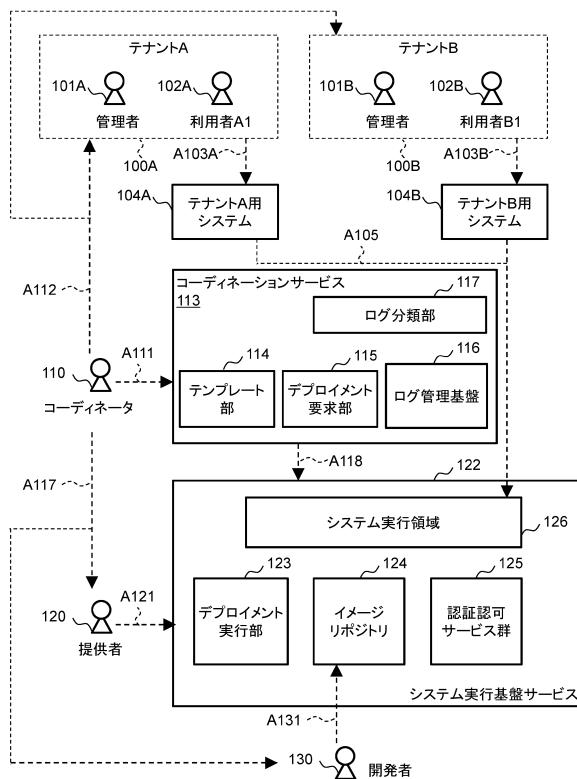
40

50

【図面】

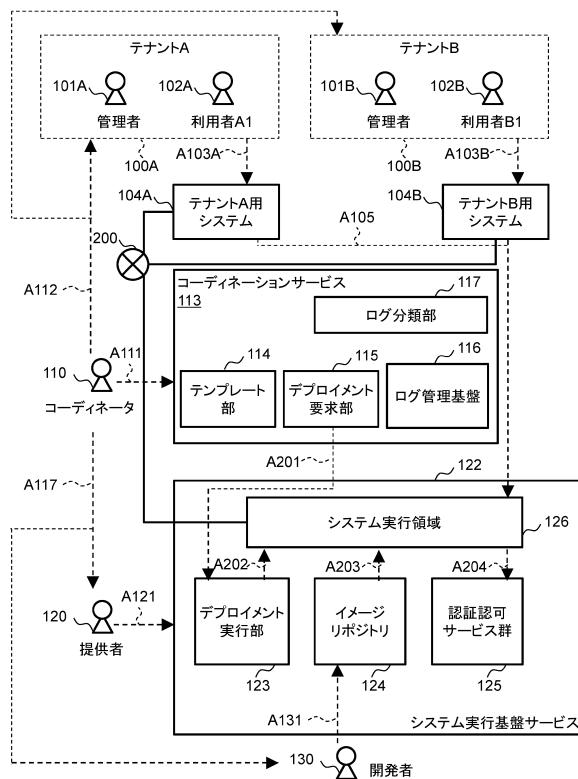
【図 1】

図 1



【図 2】

図 2



10

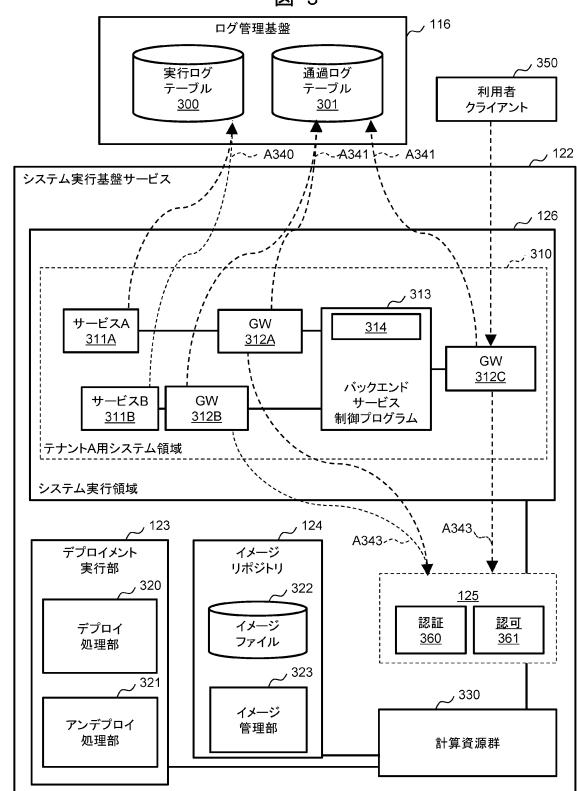
20

30

40

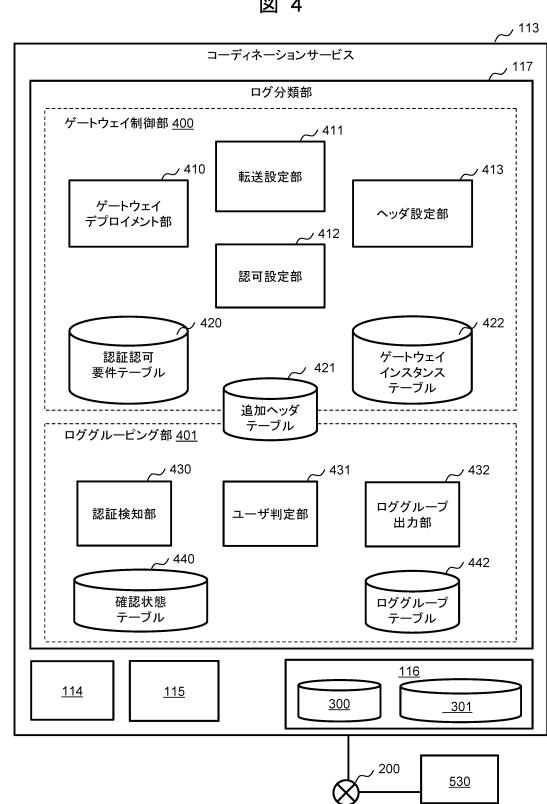
【図 3】

図 3



【図 4】

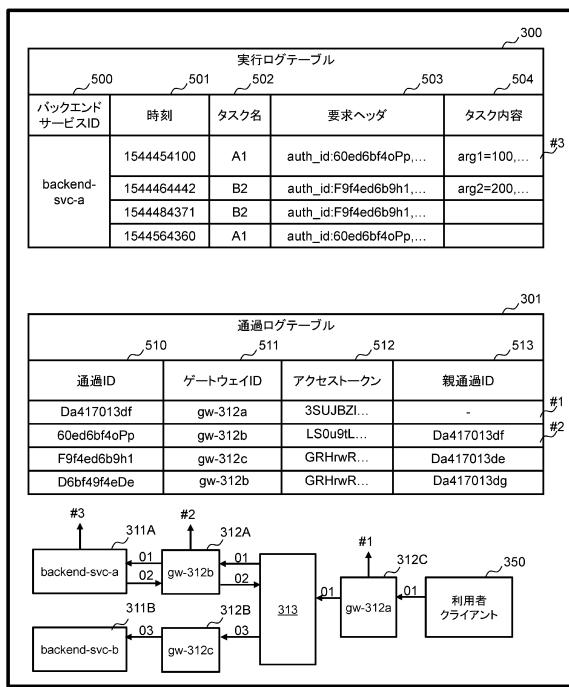
図 4



50

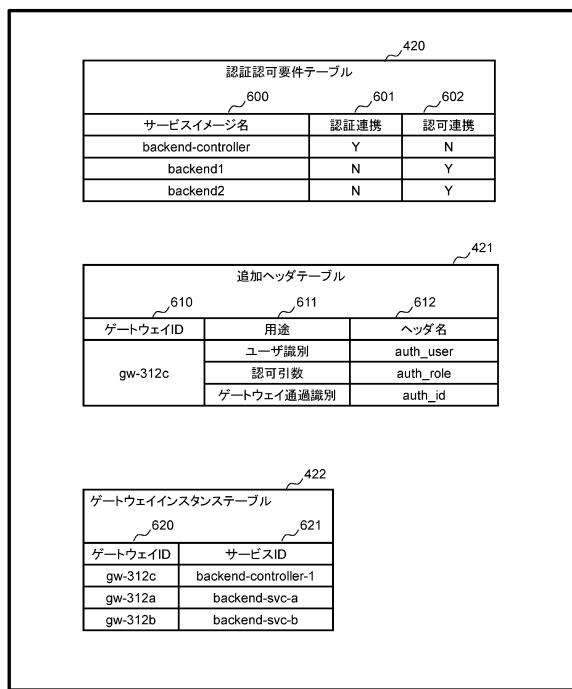
【図 5】

図 5



【図 6】

図 6

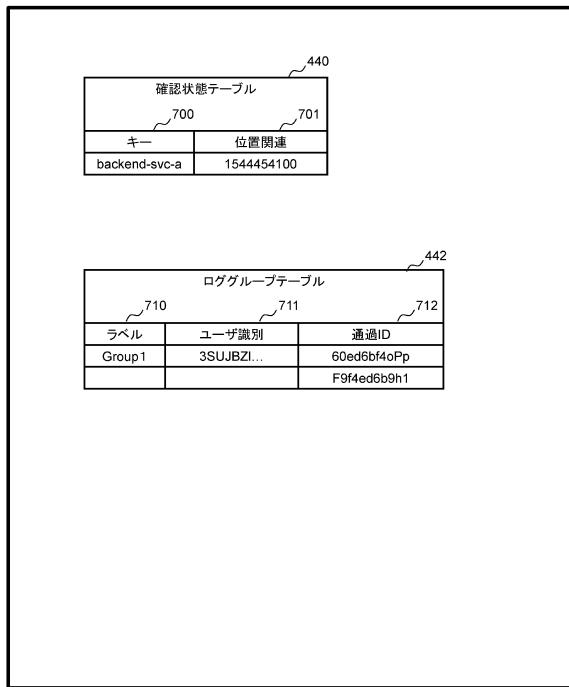


10

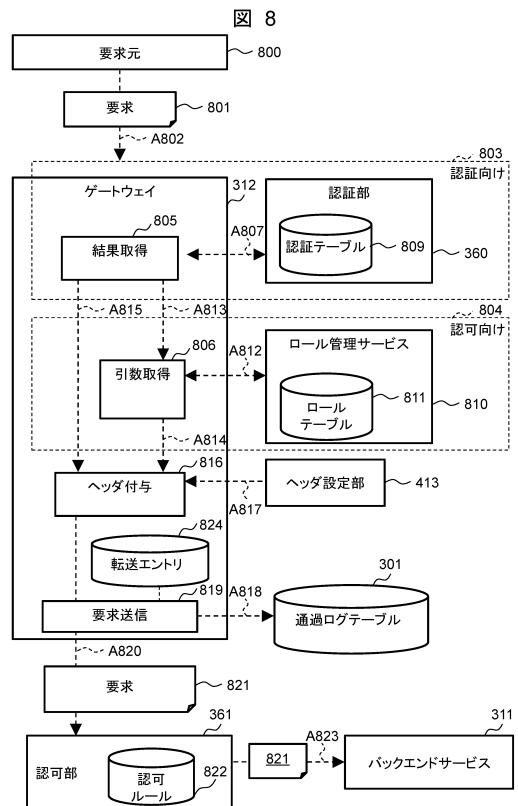
20

【図 7】

図 7



【図 8】



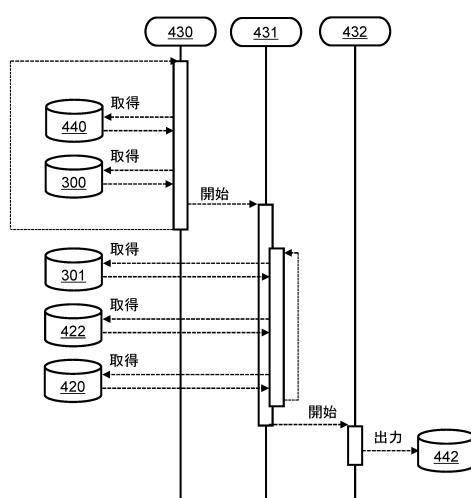
30

40

50

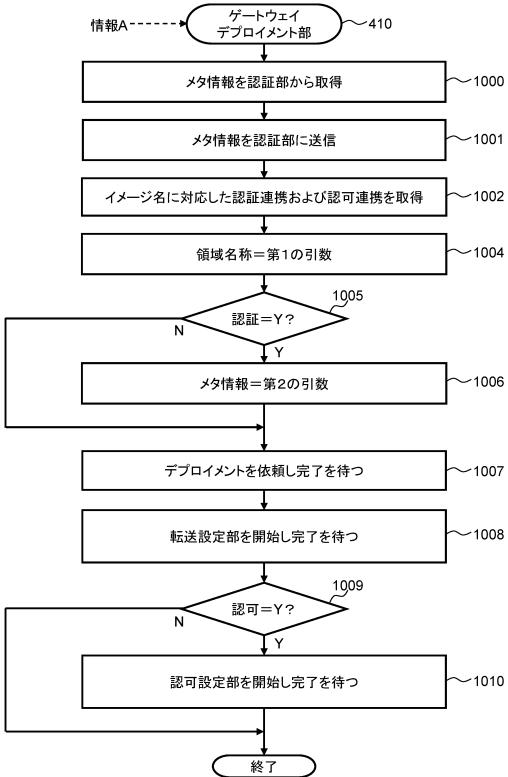
【図 9】

図 9



【図 10】

図 10



10

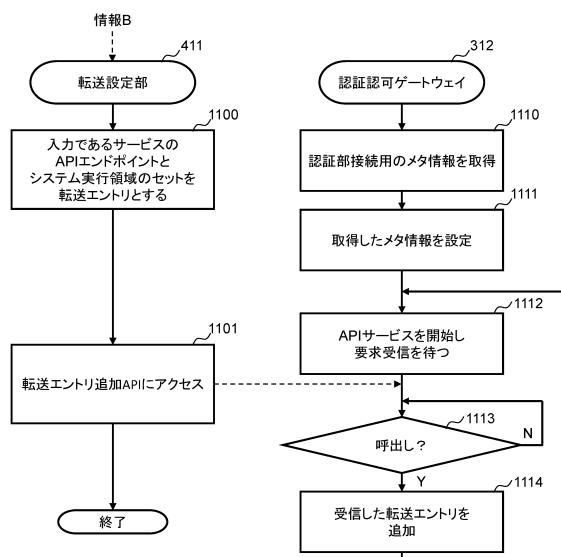
20

30

40

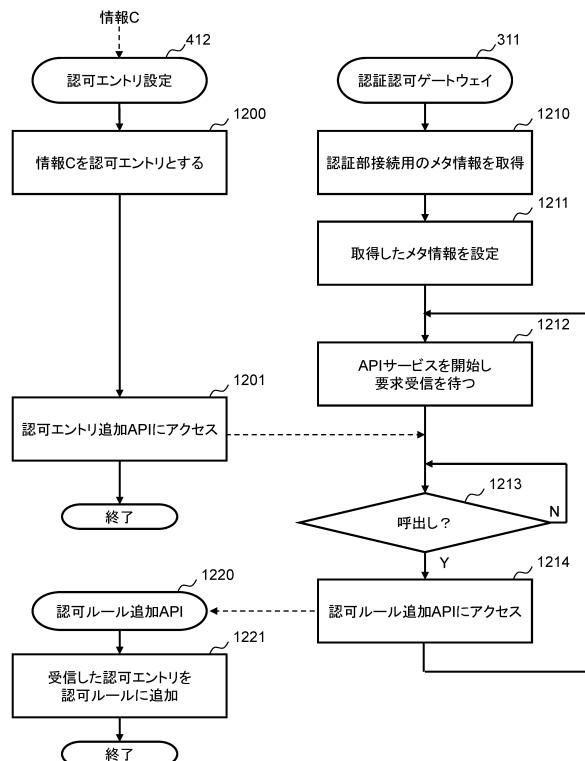
【図 11】

図 11



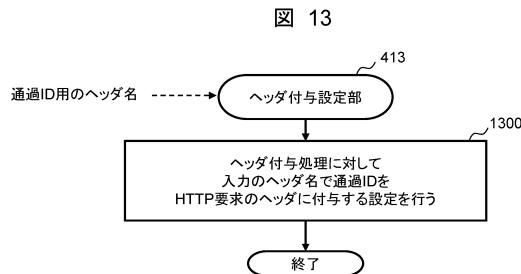
【図 12】

図 12

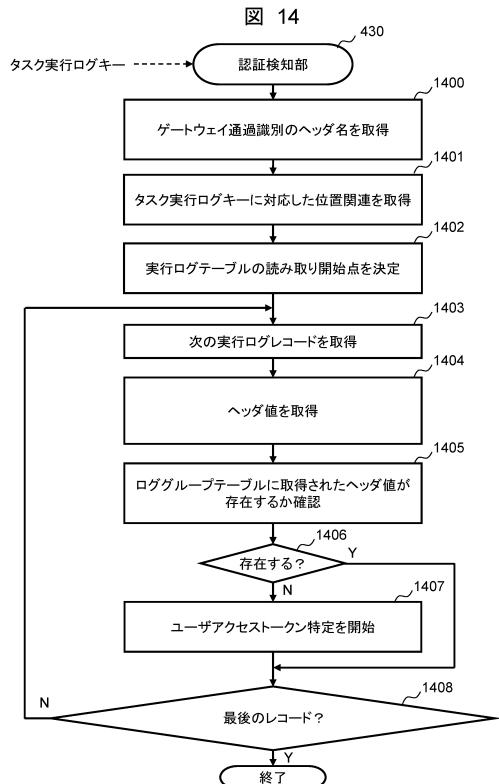


50

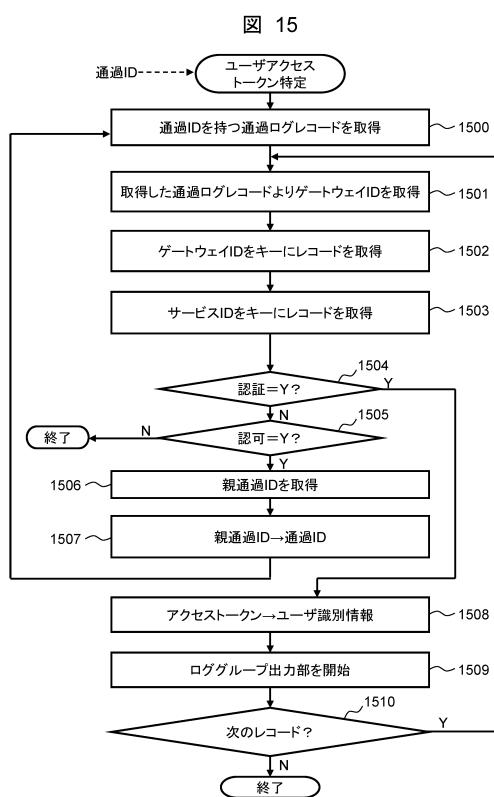
【図13】



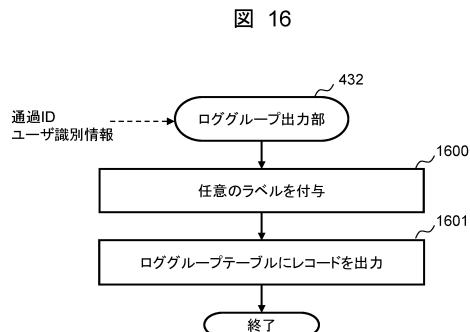
【図14】



【図15】



【図16】



10

20

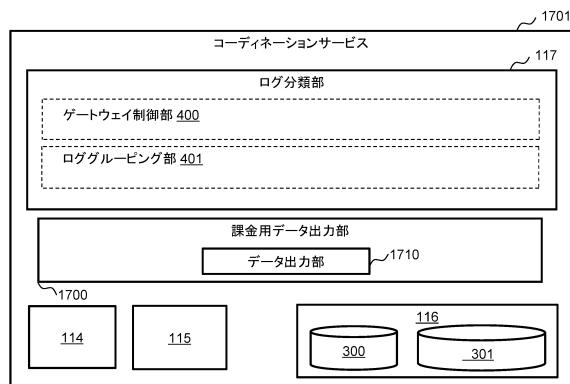
30

40

50

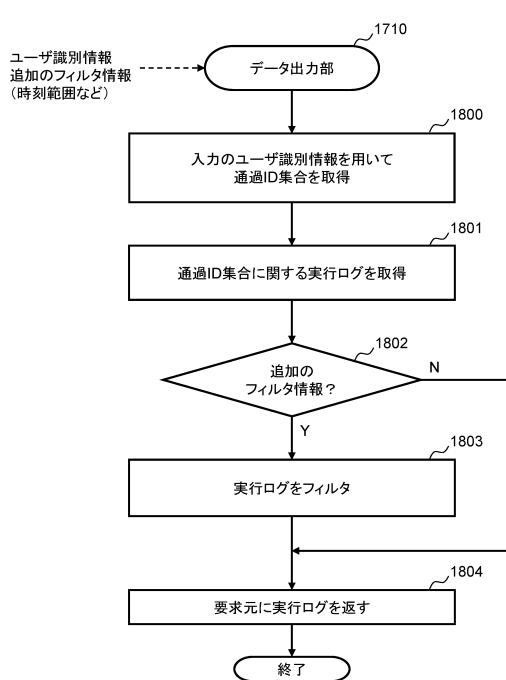
【図17】

図17



【図18】

図18

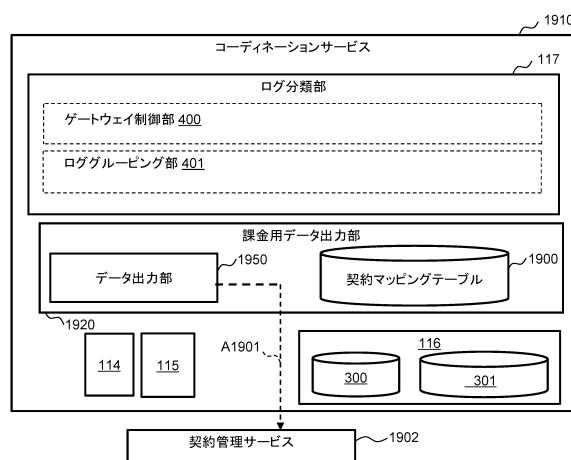


10

20

【図19】

図19



【図20】

図20

契約関連マッピングテーブル (1900)	
契約ID (2000)	ラベル (2001)
backend-svc-a	Group1

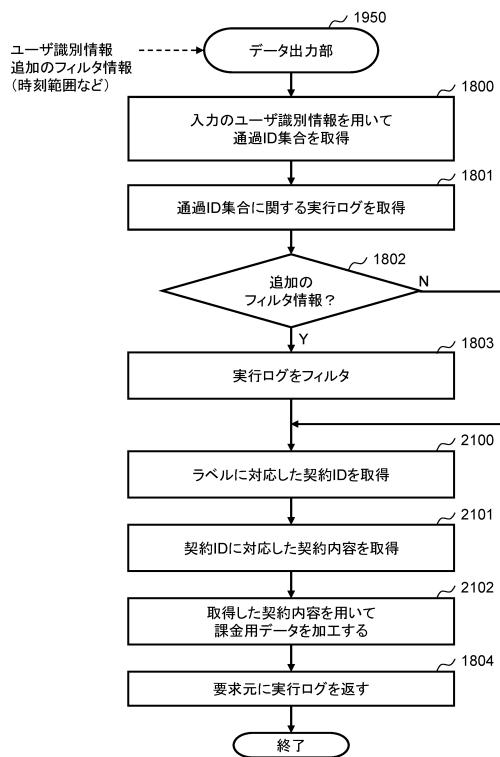
30

40

50

【図 2 1】

図 21



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2002-116928 (JP, A)
 特開2013-011995 (JP, A)
 特開2014-075084 (JP, A)
 特開2017-199145 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
 G06F 11/07
 G06F 11/28 - 11/36
 G06F 21/00 - 21/88
 G06Q 10/00 - 99/00